

議案第 1 1 0 号

甲府市手数料条例及び甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部
を改正する条例制定について

甲府市手数料条例及び甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市手数料条例及び甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部
を改正する条例

(甲府市手数料条例の一部改正)

第 1 条 甲府市手数料条例（平成 1 2 年 3 月条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 9 号の 8 から第 2 9 号の 1 1 までの規定中「3, 0 0 0 円」を
「3, 3 0 0 円」に改める。

(甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第 2 条 甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成 3 0 年 1 2 月条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項中「3 万 1 0 0 円」を「3 万 5, 1 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の甲府市手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

山梨県手数料条例等の一部改正に鑑み、使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定に基づく申請等に関する事務及び浄化槽保守点検業者の登録等に関する事務に係る手数料の額の改定を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。